

公益財団法人日本オリンピック委員会 日本ユニバーシアード委員会規程

第1条 この規程は、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「本会」という。）定款（以下次条において「定款」という。）第44条の規定に基づき、日本ユニバーシアード委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

第2条 委員は、理事会において次の各号の一に該当する者の中から選任する。

(1) 理事

(2) 日本の国籍を有する国際大学スポーツ連盟実行委員会委員

(3) 国際大学スポーツ連盟が定めるユニバーシアード必須競技の加盟団体の大学スポーツ関係者

(4) 委員会の事業に関し知見を有する者

2 委員長は、日本ユニバーシアード委員会の事業を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ定める順位に従い、その職務を代行する。

第3条 委員会に名誉委員長、名誉委員を置くことができる。

2 名誉委員長及び名誉委員は、理事会においてユニバーシアードの功労者の中から選任する。

3 名誉委員長及び名誉委員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

第4条 委員の任期は理事と同一とする。

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、その議長となる。

2 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 会長及び業務執行理事は、会議に出席し意見を述べることができる。

4 委員長が必要と認めたときは、会議にオブザーバーの出席を求め、その意見を聴取することができる。

第6条 委員会が必要と認めたときは、理事会の決議を経て専門部会を置くことができる。

2 専門部会について必要な事項は、別に定める。

第7条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年10月7日から施行する。